

○静岡県環境影響評価条例

平成11年3月19日

条例第36号

静岡県環境影響評価条例をここに公布する。

静岡県環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 技術指針(第7条)
- 第3章 準備書の作成前の手続
 - 第1節 第2種事業に係る判定(第8条)
 - 第2節 方法書の作成等(第9条—第14条)
 - 第3節 環境影響評価の実施等(第15条・第16条)
- 第4章 準備書(第17条—第24条)
- 第5章 評価書(第25条・第26条)
- 第6章 対象事業の内容の変更等(第27条—第29条)
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第30条—第33条)
- 第8章 事後調査(第34条—第36条)
- 第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等
 - 第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例(第37条)
 - 第2節 法の対象事業に係る手続(第37条の2—第45条)
- 第10章 静岡県環境影響評価審査会(第46条)
- 第11章 雑則(第47条—第53条)

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第3条に定める基本理念にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業の実施後において事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)について県等の責務を明らかにするとともに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的

な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「第1種事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第2種事業であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。

3 この条例において「第2種事業」とは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下「判定」という。)を知事が第8条の規定により行う必要がある事業として規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。

4 この条例において「対象事業」とは、第1種事業又は第8条第3項第1号の措置がとられた第2種事業(同条第5項及び第28条第2項において準用する第8条第3項第1号の措置がとられたものを含む。)をいう。

5 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。

6 この条例において「事後調査」とは、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(県の責務)

第3条 県は、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように事業者等に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、環境影響評価等に関する手法及び環境に関する情報を整備し、広く県民に提供することにより、環境影響評価等について県民の意識の高揚に努めるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように協力するとともに、地域の環境に関する情報の整備及び提供に努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境影響評価等の重要性を認識し、その責任と負担において、この条例の規定による手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、環境に係る意見の提示及び情報の提供を行うことにより、環境影響評価等が適切に行われるように積極的に参加しなければならない。

第2章 技術指針

第7条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価等を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項

(2) 環境の保全のための措置に関する事項

(3) 事後調査の項目及び手法の選定に関する事項

3 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第3章 準備書の作成前の手続

第1節 第2種事業に係る判定

(判定等)

第8条 第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2種事業の種類及び規模、第2種事業が実施される区域その他第2種事業の概要を書面により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)に係る第2種事

業が実施される区域を管轄する市町の長(以下この条において「市町長」という。)に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を指定してこの条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めらるものとする。

- 3 知事は、市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日の翌日から起算して60日以内に、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
 - (1) この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がある旨及びその理由を、書面により、届出をした者及び市町長に通知すること。
 - (2) この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がない旨及びその理由を、書面により、届出をした者及び市町長に通知すること。
- 4 前項の場合において、知事は、その判定について静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 5 届出をした者で第3項第1号の措置がとられたものが当該第2種事業の規模又はその実施される区域を変更して当該事業を実施する場合において、当該変更後の当該事業が第2種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前3項の規定は、当該届出について準用する。
- 6 第2種事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第3項第2号(前項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第2種事業を実施してはならない。
- 7 第2種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第2種事業を実施しようとする者は、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知しなければならない。
- 8 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、市町長に当該通知の写しを送付するものとする。
- 9 第7項の規定による通知に係る第2種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。
- 10 知事は、届出を受けたとき、第3項の規定による通知を行ったとき又は第7項の規定による通知を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

第2節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るも

のに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業の目的及び内容
 - (4) 対象事業を実施しようとする区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書等の送付)

第10条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長(第11条の2及び第13条から第15条までの規定において「市町村長」という。)に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての公告等)

第11条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書説明会の開催等)

第11条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第10条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、

規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び市町村長の意見を求めることができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
(追加〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての意見書の提出)

第12条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての意見の概要の送付)

第13条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び市町村長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- 2 知事は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(方法書についての知事等の意見)

第14条 知事は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第15条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第12条第1項の意見に配意して第9条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

(環境影響評価の実施)

第16条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

第4章 準備書

(準備書の作成)

第17条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第12条第1項の意見の概要
- (3) 第14条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果として次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 事後調査の内容

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第9条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第18条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第16条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第10条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第20条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告等)

第19条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(準備書説明会の開催等)

第20条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第11条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第20条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第20条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(準備書についての意見書の提出)

第21条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第19条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第22条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (3) 当該意見書に記載された意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)

2 知事は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨を記載した書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(準備書についての知事等の意見)

第23条 知事は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(公聴会の開催等)

第24条 知事は、前条第1項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書又は見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第5章 評価書

(評価書の作成)

第25条 事業者は、第23条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第21条第1項の意見及び前条第1項の公聴会において述べられた意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加えなければならない。

2 事業者は、前項の検討の結果準備書の記載事項の変更を必要とすると認めるとき(当該変更後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該変更の区分

に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第9条第1項第3号に掲げる事項の変更(事業規模の縮小その他の規則で定める変更
に該当するものを除く。) 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続
を経ること。
- (2) 第9条第1項第1号若しくは第2号又は第17条第1項第2号から第4号まで若しくは第7
号に掲げる事項の変更(前号に該当する場合を除く。) 次項から第5項まで及び次条の
規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該変更に係る部
分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

3 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を
行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定
による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次
に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定め
るところにより作成しなければならない。

- (1) 第17条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第21条第1項の意見の概要
- (3) 第23条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解

4 第9条第2項の規定は、評価書の作成について準用する。

5 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれ
を要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書の公告等)

第26条 事業者は、前条第5項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、
評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1
月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めると
ころにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

第6章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続)

第27条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うま
での間に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第25条第2項の規定の
適用を受ける場合を除く。)において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、
当該変更後の事業について、第9条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続
を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小その他の規則で定め

る変更該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の変更の場合の第2種事業に係る判定)

第28条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから第26条の規定による公告を行うまでの間に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が第2種事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第8条第1項の規定の例により届出をすることができる。

2 第8条第2項から第4項まで及び第10項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第29条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから第26条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第9条第1項第3号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の写しを関係市町村長に送付するとともに、その旨を公表するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第30条 事業者は、第26条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第25条第2項又は第27条の規定による変更があった場合において当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第26条の規定による公告を行った後に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手

続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、知事にその旨を通知しなければならない。この場合において、前条第2項及び第3項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第31条 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第17条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第9条から第26条まで又は第15条から第26条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 第27条から前条までの規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(免許等への配慮等)

第32条 知事は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これらに類する行為(以下「免許等」という。)を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、対象事業の実施に係る免許等を行う者が知事以外の者である場合には、その免許等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、免許等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(一部改正〔平成12年条例35号〕)

(事業者の環境の保全の配慮)

第33条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

第8章 事後調査

(事後調査計画書の作成等)

第34条 事業者は、対象事業を実施するときは、技術指針で定めるところにより、事後調

査の内容を記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

- 2 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(事後調査計画書についての知事等の意見)

第35条 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、事後調査計画書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(事後調査の実施等)

第36条 事業者は、前条第1項の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項に検討を加え、その結果に基づき事後調査を行わなければならない。

- 2 事業者は、事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。
- 4 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 5 知事は、事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例

第37条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる事業又は同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる施設に係る事業が第1種事業又は第2種事業に該当する場合についてのこの条例の規定による環境影響評価その他の手続は、同法第15条第1項の県若しくは市町若しくは同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の

場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)又は市町)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

(一部改正〔平成12年条例35号・67号・17年40号・19年42号〕)

第2節 法の対象事業に係る手続

(配慮書等についての知事等の意見)

第37条の2 知事は、法第3条の7第1項(法第3条の10第2項によりみなして適用される場合を含む。第39条において同じ。)の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書の案又は配慮書(次項において「配慮書等」という。)について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書等について当該配慮書等に係る事業が実施される区域を管轄する市町の長(次項において「市町長」という。)に対し、環境の保全の見地から意見を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを市町長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(追加〔平成27年条例61号〕)

(法第4条第2項の書面についての手続)

第38条 知事は、法第4条第2項(同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面の写しの送付を受けたときは、当該書面に係る事業が実施される区域を管轄する市町の長(以下この項において「市町長」という。)に対し、その写しを送付し、期間を指定して、法に規定する環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての市町長の意見及びその理由を求めるものとする。

2 知事は、法第4条第2項に規定する意見を述べたときはその意見及び理由を記載した書類を、次に掲げる書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(1) 法第4条第2項に規定する書面の写し

(2) 法第4条第3項(同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(3) 法第4条第7項に規定する通知又は書面の写し

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(静岡県環境影響評価審査会への諮問)

第39条 知事は、法第3条の7第1項、第4条第2項、第10条第1項若しくは第5項又は第20条第1項若しくは第5項の規定による意見を述べようとするときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成24年条例22号・27年61号〕)

(法の対象事業の見解書等の公表)

第40条 知事は、法第19条に規定する書類の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

第41条 知事は、法第20条第1項又は第5項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、法第14条の準備書又は法第19条に規定する書類について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを法第15条に規定する関係市町村長(以下「法対象事業関係市町村長」という。)に送付するとともに、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(法の対象事業に係る知事意見の公表)

第42条 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

2 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(法対象事業事後調査計画書の作成等)

第43条 法第2条第5項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)は、法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を実施するときは、法第14条第1項第7号ハに掲げる環境の状況の把握のための措置の内容を記載した計画書(以下「法対象事業事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、法対象事業事後調査計画書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(法対象事業事後調査計画書についての知事等の意見)

第44条 知事は、法対象事業事後調査計画書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、法対象事業事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業事後調査計画書について法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(法対象事業事後調査計画書に基づく調査の実施等)

第45条 法対象事業者は、前条第1項の意見を勘案し、法対象事業事後調査計画書の記載事項に検討を加え、その結果に基づき調査を行わなければならない。

- 2 法対象事業者は、前項の調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「法対象事業事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。
- 4 法対象事業事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 5 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該法対象事業に係る法第22条第1項の規定による送付を受けた者に対し、当該法対象事業者に対する環境の保全のための必要な指導を要請することができる。
- 6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

第10章 静岡県環境影響評価審査会

第46条 この条例の規定により環境影響評価等に関する技術的な事項等を審議するため、静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、環境影響評価等に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

(法との関係)

第47条 法第2条第3項に規定する第2種事業(以下この条において「法第2種事業」という。)について法第4条第4項及び第29条第2項において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられた場合であつて、当該事業が第1種事業又は第2種事業に該当するときは、知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われた範囲内で、この条例の手続の全部又は一部を免除することができる。法対象事業者が法第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した結果当該修正後の事業が法第2条第2項に規定する第1種事業又は法第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合であつて、当該修正後の事業が第1種事業又は第2種事業に該当するときも同様とする。

(報告及び調査)

第48条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 前3項の規定は、事業実施後の法対象事業について準用する。この場合において第1項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

(勧告及び公表)

第49条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して、環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
 - (2) 方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。
 - (3) 第30条第1項の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - (4) 第36条第5項の規定により求められた措置を講じないとき。
 - (5) 前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静

岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

(隣接県の知事との協議)

第50条 知事は、対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価等その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

(市町の条例との関係)

第51条 第1種事業又は第2種事業に関し、市町の条例によりこの条例の規定による環境影響評価等と同等以上の環境影響評価等が行われると知事が認めるときは、当該事業に伴う環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定は、適用しない。ただし、第1種事業又は第2種事業を実施する区域に2以上の市町の区域が含まれるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成19年条例42号・27年61号〕)

(適用除外)

第52条 第2章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、災害復旧又は再度災害の防止のための事業であって、緊急に実施する必要があると知事が認めるもの

(全部改正〔平成27年条例61号〕)

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条、第2条、第7条及び第46条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により第1種事業又は第2種事業となる事業(以下「条例対象事業」という。)について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、静岡県環境影響評価要綱(平成4年静岡県告示第634号。以下「要綱」という。)の規定により環境影響評価準備書を作成し、知事に送付している場合は、この条例の規定にかかわらず、施行日以後も、引き続き要綱に定めるところにより環境影響評価その他の手続を行うことができる。条例対象事業について、施行日以後6月以内に、要綱の規定により環境影響評価準備書を作成し、知事に送付した場合も同様とする。
- 3 条例対象事業(要綱別表第1に掲げる事業を除く。)であって次に掲げるもの(第1号から第4号までに掲げる事業にあつては、施行日から6月を経過した日(以下「経過日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める変更をして実施される事業に限る。)については、第2章から第10章までの規定は、適用しない。
 - (1) 経過日前に事業の実施に係る主たる免許、許可又は認可の申請又は届出等がなされた事業
 - (2) 経過日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金又は同項第2号の負担金の交付の決定を受けた事業
 - (3) 経過日前に静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第2条第1項第1号の補助金の交付の決定を受けた事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、経過日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、経過日前に実施される事業
- 4 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、経過日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により第1種事業又は第2種事業として実施されるものについては、第2章から第10章までの規定は、適用しない。

附 則(平成12年3月21日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第67号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「県又は市町村」を「県若しくは市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市」に改める部分は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第22号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第61号)
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 道路の建設
- (2) ダム又は放水路の建設
- (3) 鉄道の建設
- (4) 飛行場の建設
- (5) 発電所の建設
- (6) 廃棄物処理施設の建設
- (7) 埋立又は干拓
- (8) 土地区画整理事業
- (9) 新住宅市街地開発事業
- (10) 新都市基盤整備事業
- (11) 流通業務団地造成事業
- (12) 住宅団地の造成
- (13) 工業団地の造成
- (14) 農用地の造成
- (15) 残土の処分
- (16) 土石の採取
- (17) レクリエーション施設用地の造成
- (18) 複合開発用地の造成
- (19) 下水道終末処理場の建設
- (20) 工場等の建設
- (21) 高層建築物の建設
- (22) リゾートマンション又はリゾートホテルの建設
- (23) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業